

**【新設】（定期的に継続して罰金等に処される場合に該当しないものの例示）**

18-1-45 令第 155 条の 18 第 2 項第 8 号（個別計算所得等の金額の計算）の「定期的に継続して当該罰金等に処される場合」とは、同一の行為につき当該罰金等に処される場合をいうのであるから、例えば、同じ種類の反則行為に係る交通反則金に複数回処される場合はこれに該当しないことに留意する。

**【解説】**

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法 6 の 2）。
- 2 本制度は、子会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率（15%）を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、その税負担が基準税率（15%）に至るまで上乘せ（トップアップ）課税を行う仕組みである。また、この国別実効税率とは、所在地国を同一とする全ての構成会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額（国別調整後対象租税額）が、その全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額からその全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額（以下「国別グループ純所得の金額」という。）のうちに占める割合をいうこととされている（法 82 の 2 ②一イ(3)）。
- 3 この国別グループ純所得の金額の計算の基礎となる個別計算所得金額又は個別計算損失金額は、個別計算所得等の金額から算出することとされており（法 82 二十七・二十八）、この個別計算所得等の金額は、当期純損益金額を出発点として、その当期純損益金額に所要の加算調整又は減算調整を行うことにより計算される特例適用前個別計算所得等の金額に対し、特定の業種のみに関係する調整や特定多国籍企業グループ等の選択により適用することができる調整を行うことにより計算することとされている（法 82 二十六）。
- 4 この加算調整の一つとして、罰金等（罰金及び科料並びに過料（これらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の金額（その罰金等の金額（同一の行為につき、定期的に継続してその罰金等に処される場合には、各対象会計年度において処される罰金等の金額の合計額）が、5 万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないものを除く。）で、当期純損益金額に係る費用の額としている金額に係る調整が規定されている（令 155 の 18②八）。
- 5 本通達では、この「定期的に継続してその罰金等に処される場合」とは、同一の行為につきその罰金等に処されるものをいうのであるから、同じ種類の反則行為に係る交通反則金に複数回処される場合はこれに該当しないことを例示により留意的に明らかにしている。つまり、ある対象会計年度に速度超過による交通反則金に複数回処された場合であっても、同一の行為につき罰金等に処されたものではないことから、そ

の複数回の交通反則金の額を合計する必要はない。一方、同一の行為につき是正措置が取られるまで複数回にわたって罰金等に処されるような場合には、その複数回の罰金等の金額を合計して判定を行うケースが生じ得る。

- 6 なお、共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算については、構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算の規定が準用されているため（令 155 の 18④）、共同支配会社等についても本通達と同様に取り扱うこととなる。